

## 勘定科目表

## 貸借対照表

## 大分類 ー 資産

区分	中分類	小分類	細分類	留意事項等
I 流動資産		1 現金及び預金		一年内に期限の到来しない預金を除く。
			(1)現金	
			(2)預金	
		2 受取手形		通常の取引（当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。）に基づいて発生した手形債権（破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかかなものを除く。）をいう。
		3 売掛金		通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。
			(1)組合員売掛金	
			(2)外部売掛金	
			(3)未収手数料	
		4 有価証券		売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券
		5 商品		販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。
		6 製品		製品、副産物及び作業くず
		7 半製品		自製部分品を含む。
		8 原料及び材料		購入部分品を含む。
		9 仕掛品及び半成 工事		
		10 貯蔵品		消耗品、消耗工具その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの
11 前渡金		商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。		
	(1)組合員前渡金			
	(2)外部前渡金			
12 前払費用				
13 未収収益				
14 その他				
15 貸倒引当金		貸倒引当金は、対象とする金銭債権が属する項目に対する控除項目として表示する。ただし、流動資産の控除項目として一括して表示することもできる。		

## 勘定科目表

II 固定資産	i 有形固定資産			
		1 建物		建物及び暖房、照明、通風等の附属設備
			(1)建物	
			(2)建物附属設備	
		2 構築物		ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。
		3 機械装置		機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の附属設備
		4 船舶		船舶及び水上運搬具
		5 車両運搬具		鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
	6 工具、器具及び備品	(1)工具、器具、備品	耐用年数一年以上のものに限る。	
	7 土地			
	8 建設仮勘定		有形固定資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。有形固定資産を建設するために充当した費用を処理する勘定で、建設が完了したときは、それぞれの勘定に振り替える。	
	ii 無形固定資産	1 特許権		
		2 借地権		地上権を含む。
		3 商標権		
		4 実用新案権		
		5 意匠権		
		6 鉱業権		
		7 漁業権		入漁権を含む。
		8 ソフトウェア		
9 その他		(1)借家権		

iii 外部出資その他の資産	1 外部出資		事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。
		(1)連合会出資金	
		(2)関係先出資金	
	2 長期保有有価証券		満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券であって満期まで所有する意図をもって取得したものをいう。以下同じ。）その他の流動資産又は外部出資に属しない有価証券をいう。
		(1)満期保有目的有価証券	
		(2)その他有価証券	
	3 長期前払費用		
		(1)未経過保険料	
		(2)未経過支払利息	
		(3)未経過賃借料	
	4 繰延税金資産		
	5 その他		その他の資産であって、外部出資その他の資産に属するもの又はその他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの。
	III 繰延資産	1 創立費 2 開業費 3 施設負担金	

## 勘定科目表

## 貸借対照表

## 大分類 二 負債

区分	中分類	小分類	細分類	留意事項等
Ⅰ 流動負債		1 支払手形		通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。
		2 買掛金		
			(1)組合員買掛金	
			(2)外部買掛金	
		3 前受金		受注工事、受注品等に対する前受金をいう。
			(1)組合員前受金	
			(2)前受〇〇金	
		4 引当金		資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。
		5 短期借入金		一年内に返済されないと認められるものを除く。
			(1)〇〇銀行短期借入金	
		6 未払金		通常取引に関連して発生する未払金
		7 預り金		一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
		8 未払法人税等		事業年度終了時に納税義務が成立する法人税、住民税、事業税等を処理する。
		9 未払消費税等		期末における消費税等の未納額を処理する。
10 未払費用	(1)未払支払利息			
	(2)未払〇〇料			
11 前受収益	(1)前受貸付利息			
	(2)前受手数料			
12 その他				
Ⅱ 固定負債		1 長期借入金		一年内に返済されないと認められる借入金をいう。
		2 引当金		資産に係る引当金及び流動負債に掲げる引当金を除く。
		3 繰延税金負債		

## 勘定科目表

## 貸借対照表

## 大分類 三 純資産

区分	中分類	小分類	細分類	留意事項等	
I	組合員資本			出資総額を処理する。	
	出資金	i 出資金	1 出資金	払込済の出資金を処理する。	
	未払込出資金	ii 未払込出資金	1 未払込出資金	未払込出資金を処理し、出資金の控除項目として表示する。	
	資本剰余金	資本剰余金	1 出資金減少差益		出資金の減少によって生じた差益を処理する。
			2 移行時剰余金		企業組合から労働者協同組合へ組織変更した場合の企業組合時代の資本準備金の残り
	利益剰余金	i 利益準備金			法第76条第1項によって、毎事業年度の剰余金の1/10以上を準備金として積み立てるときの準備金を処理する。
					法第76条第4項によって、毎事業年度の剰余金の1/20以上を就労創出等積立金として積み立てるときの積立金を処理する。
					法第76条第5項によって、毎事業年度の剰余金の1/20以上を教育繰越金として繰り越すときの繰越金を処理する。
		iv その他利益剰余金	1 組合積立金	(1)特別積立金	定款の規定による積立金を処理する。
				(2)○周年記念事業積立金	記念事業に充てるため、剰余金処分により積み立てる任意積立金を処理する。
				(3)役員退職給与積立金	役員の退職金に充てるため、剰余金処分により積み立てる任意積立金を処理する。
				(4)○○積立金	剰余金処分により積み立てるその他の任意積立金を処理する。
2 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）	(1)当期純利益金額又は当期純損失金額	当期純利益金額又は当期純損失金額を処理する。			
	(2)前期繰越剰余金又は前期繰越損失金	前期からの繰越利益又は繰越損失を処理する。			
II	評価・換算差額等	1 その他有価証券評価差額金		純資産の部に計上されるその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び子会社の株式以外の有価証券をいう。）の評価差額をいう。	
		2 その他評価・換算差額			

## 勘定科目表

## 損益計算書

## 大分類 四 収益

区分	中分類	小分類	細分類	留意事項等
Ⅰ 事業収益	i ○○事業収益	1 売上高 (注)		
		2 受取手数料		
		3 受取施設利用料		
		4 受取保管料		
		5 受取検査料		
Ⅱ 賦課金等収入		1 賦課金収入		法律の規定に基づき、連合会が非経済事業及び一般管理費に充てるために徴収した賦課金
		2 参加料収入		
		3 負担金収入		
Ⅲ 事業外収益		1 受取利息		
		2 受取外部出資配当金		
Ⅳ 特別利益		1 固定資産売却益		
		2 補助金収入		国、都道府県、市町村等からの補助金（施設建設のための補助金を含む）を処理する。
		3 前期損益修正益		

(注) 医療保健事業収益など「売上高」という科目が馴染まない場合には、適切な名称を用いることができる。

## 勘定科目表

## 損益計算書

## 大分類 五 費用

区分	中分類	小分類	細分類	留意事項等	
I 事業費用	i ○○事業費	1 売上原価			
		2 販売費			
		3 購買費			
		4 生産・加工費			
		5 運送費			
II 一般管理費	i 人件費	1 役員報酬			
		2 職員給料			
		3 福利厚生費			
		4 退職金			
		5 退職金共済掛金			
		6 退職給付費用			
		7 役員退職金			
	ii 業務費	1 教育研究費			
		2 研究開発費			
		3 新聞図書費			
		4 旅費交通費			
		5 通信費			
		6 会議費			
			(1)総会費		
			(2)理事会費		
		7 消耗品費			
		8 事務用品費			
		9 印刷費			
		10 器具備品費			
		11 支払手数料			
		12 関係団体負担金			
13 交際費					
14 賃借料					
	(1)支払家賃				
	(2)支払いリース料				
	(3)駐車料				
15 支払保険料					
16 水道光熱費					
17 修繕費					
18 車両費					
19 コンピューター関係費					
20 償却費					
	(1)減価償却費				
	(2)借家権償却				
	(3)施設負担金償却				
	(4)特別償却費				
21 雑費					

## 勘定科目表

	iii 諸税負担金	1 租税公課		
		2 消費税等		
III 事業外費用		1 支払利息		
		2 創立費償却		
		3 寄附金		
		4 貸倒引当金繰入		事業上の債権に係るものは事業費用、事業外の債権に係るものは事業外費用として処理する。
		5 貸倒損失		事業上の債権に係るものは事業費用、事業外の債権に係るものは事業外費用として処理する。
IV 特別損失		1 固定資産売却損		
		2 固定資産圧縮損		
		3 減損損失		
		4 災害による損失		
		5 前期損益修正損		
V 税等		1 法人税等		当期の負担に属する法人税額、住民税額、事業税額を処理する。ただし、前期以前の追徴税額等については、別科目を設けることができる。
		2 法人税等調整額		税効果会計による当期の法人税等調整額を処理する。